府中市狭あい道路拡幅整備事業

＜「狭あい道路拡幅整備事業」とは＞

この事業は、建築基準法で定められた４メートル以上の道路幅員が確保されるよう、土地所有者等のみなさまのご理解とご協力を得て、道路の中心線から２メートル以上後退した線までの「後退用地」（角地にあっては「隅切用地」）を道路用地として提供していただくものです。

提供していただいた道路用地については、市が道路整備をするとともに、その用地に門、塀、樹木等がある場合は、撤去、移設に係る工事費を助成するものです。

なお、府中市開発事業に関する指導要綱の適用を受けるものは除かれます。

＜狭あい道路拡幅整備の対象＞

狭あい道路に接している土地の所有者等が、道路用地の提供をしようとするときには、次の２点を満たしていることが必要になります。

1　道路と民地との境界が確定している土地、又は確定することができる土地であること。

2　建築基準法第４２条第２項に該当する道路（私道を除く）に接する土地、又は市の認定道路、市が管理する道路で、市長が地域の生活環境を改善するために必要とする幅員４メートル未満の道路に接する土地。

＜この事業による助成等＞

1　測量調査、分筆・所有権移転登記等を行います。

道路境界確定図に基づき、道路境界からの後退用地（角地にあっては隅切用地）を明確にします。

なお、分筆登記にあたり、民々境界の確認が必要となります。

2　工作物の撤去･移設の工事費を助成します。

門・塀・樹木等の工作物が提供していただく道路用地にある場合、その撤去・移設に係わる費用を調査に基づき算定し、助成します。

なお、助成金は、工事完了後に、指定の口座へ振込みます。

3　奨励金を交付します。

奨励金＝固定資産税評価額（１㎡あたり）×寄付した道路用地の面積×１／１０

（隅切用地については1／2）

※千円未満は切り捨て。限度額５０万円。

なお、奨励金は、土地の所有権が府中市に移転した後に、指定の口座へ振り込みます。

4　道路整備を行います。

後退用地を道路として整備します。（側溝および舗装）

整備の時期については、申請の時期、工事の進捗状況等により調整させていただきます。

狭あい道路拡幅整備の流れ

土地所有者等の皆さん	府　中　市
寄付および建築計画の立案 ↔	道路の事前調査・相談
↓	
寄付および建築の実施 →	申請書等の受領
後退用地寄付申請書等の提出	↓
申請書は、府中市のホームページからダウンロードできます。	現地調査
↓	↓
	測量・工作物調査の指示
	↓
道路境界・隣地境界の立会い ↔	測量（土地家屋調査士に依頼）
承諾・不承諾決定の通知 ←	寄付の承諾・不承諾の決定
（境界が確定できない）	↓
	承諾 → 門・塀・樹木等工作物の調査
	↓
	分筆登記 → 助成金の算出
	↓
奨励金交付決定通知書 ←	分筆登記の完了
移転工事等工事費助成金交付通知書 ←	助成金の決定
↓	↓
門・塀等の移転工事の実施	抵当権抹消登記 所有権移転登記 （司法書士に依頼）
↓	
門・塀等の移転工事の完了 →	工事完了確認
	↓
奨励金の支払い ←	登記の完了
↓	↓
門・塀等の移転工事費の支払い ←	
	道路の整備 → 道路工事の完了

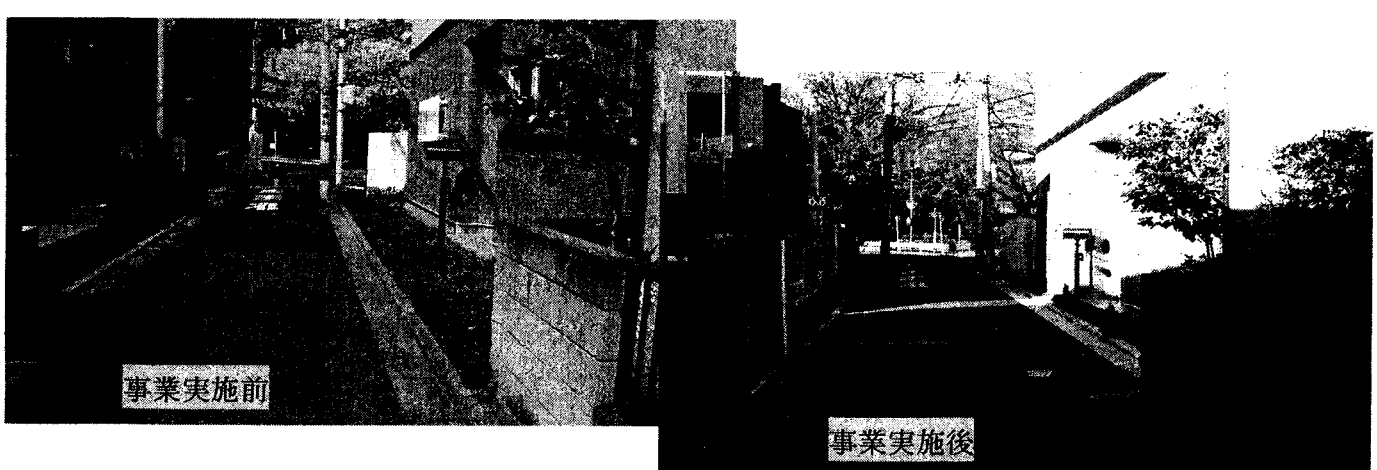

● お問合せ先●

府中市都市整備部管理課狭あい道路係　042-335-4327(直通)